

剪定枝や刈草を受け入れています

ご自宅の庭先の手入れ等で出た剪定枝や刈草などを受け入れています。

日時 毎月第2・第4火曜日（祝日を除く）
9時～11時・1時～3時

場所 玉川地内（玉川中学校東側）

基準 剪定枝は直径5cm、長さ2m程度まで
※詳しくは「ごみ・資源分別カレンダー」の20ページをご確認ください。

- 目的**
- ・今までごみステーションに可燃ごみとして出されていた刈草や枝などの減量
 - ・排出量の削減による小川地区衛生組合に支払う負担金の削減（経費の削減）
 - ・廃棄物として処理していたものを価値のあるものへ変換して活用

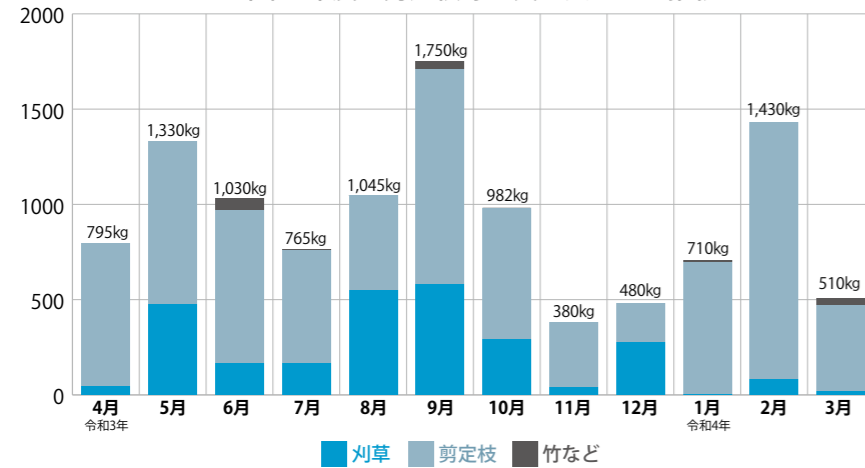
△注意△

搬入された中に不適切なものが混じっていることがあります。以下のものについては必ず除いてください。

- ① 山林や農地で発生した枝葉
- ② 事業で発生したもの
- ③ とげのある植物や触れるとかぶれる植物、またはシュロのような腐らない植物
- ④ 木の枝、葉、刈草以外のもの（廃材や角材など）
- ⑤ 受入基準を超過しているもの（枝ではなく幹と判断できるようなもの）

事業効果

令和3年度 剪定枝等の受け入れ量の推移



減量実績

可燃ごみ削減量11.207t × 35,000円/t ≒ **392,245円**の費用削減

お盆期間中のごみの搬入にご注意を

小川地区衛生組合へのごみの搬入は、お盆期間前後は待ち時間が長くなることが予想されます。時間に余裕をもって搬入していただくか、期間中の搬入を避けていただくようお願いします。

混雑予想日

8月12日(金)・15日(月)・16日(火)

仲井1区・馬場区

ごみ減量化モデル事業の成果 実績報告

可燃ごみの削減を目的として、令和3年度にごみの減量化に取り組んでいただいた「ごみ減量化モデル事業」の実績をお知らせします。

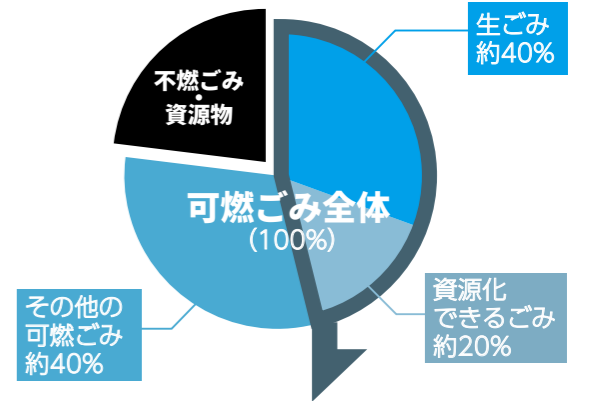
事業期間 1年間
(令和3年3月1日～令和4年3月31日)

参加世帯 30世帯
(仲井1区15世帯・馬場区15世帯)

- 事業内容**
- ・可燃ごみ（週2回）及び雑がみ^②などの資源物（月2回）の重量測定
 - ・コンポスト容器等の活用による生ごみの減量や水切りの徹底
 - ・ごみ分別の徹底。特に「雑がみ」を水曜日に資源物として排出
 - ・剪定枝や刈草の自家処理または堆肥化

②雑がみとは？ 新聞、雑誌、段ボール以外の紙類。ティッシュの箱、お菓子の箱、紙袋包装紙、ハガキ、封筒、コピー用紙、トイレトーパーの芯など。新聞などと同様に資源回収の日に出すことができ、売却収入にすることができます。

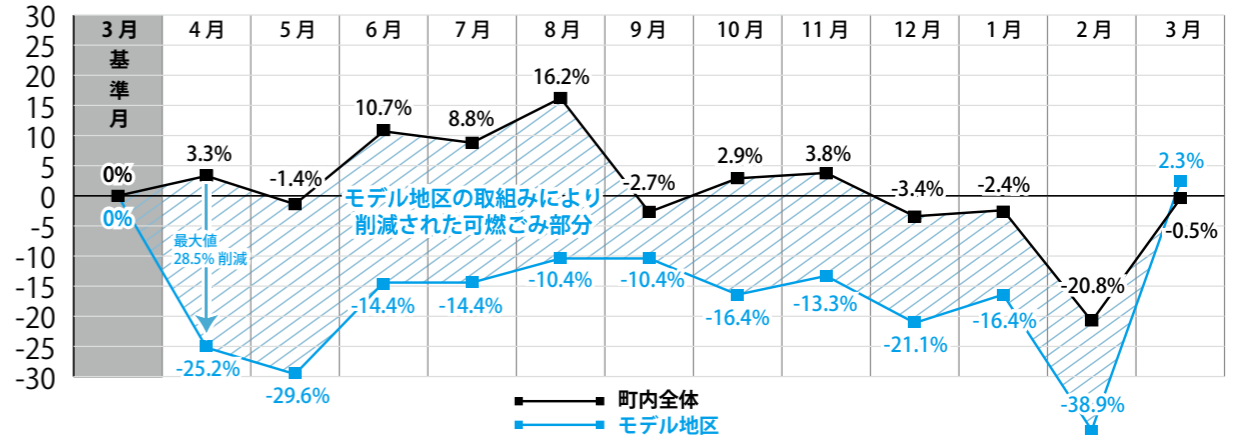
対象となる可燃ごみ



モデル事業で削減に取り組む対象となるごみ
(可燃ごみ全体のうち約60%)

事業効果

令和3年度 可燃ごみ排出量の基準月からの割合比較



可燃ごみの排出量を、町内全体とモデル地区それぞれにおいて、3月を基準月として、基準月と各月を比較し、どれだけの割合が増減したのかを上グラフに示しました。

町内全体とモデル地区を比較すると、最大で**28.5%の削減**、平均で約**17.3%の削減**ができたことがわかりました。意識して取り組むことで、可燃ごみは大きく減らすことができます！

可燃ごみ削減量 1.013t × 35,000円/t = **35,455円**の費用削減
雑がみ回収量 0.899t × 3,000円/t = **2,697円**の売却収入

ごみの削減量合計 1.912t **経費削減合計 38,152円**

今月の納税

町県民税	第2期
国民健康保険税	第2期
後期高齢者保険料	第2期
介護保険料	第2期

納付期限は8月31日(水)です。

口座振替をご利用の方も同日が振替日ですので、残高不足にご注意ください。残高不足などにより口座振替ができない場合は現金納付になりますのでご注意ください。 **問** 税務課 ☎ 65-0811